

令和2年1月  
中国電力株式会社

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第 4 条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
1-1	平成31年4月9日	論点 I - 1「弾性設計用地震動Sdの設定」 ・弾性設計用地震動 S d の設定について、基準地震動 S 1 の果たしてきた役割を適切に解釈した上で、今回の方法を選択する場合の目的と効果、選択プロセス及びその理由並びに選択肢ごとのメリット・デメリットを整理し、今回の説明でこの方法を採用するとした根拠を説明すること。また、今後、他の方法を選択する場合の妥当性についても、合理的な設計が出来なくなるとする考え方も含め総合的に整理し、説明すること。	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	・弾性設計用地震動 S d は、設置許可基準規則及び審査ガイドの要求事項に従って、基準地震動 S s との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動 S s に係数0.5を乗じて設定する。 なお、係数0.5は、工学的判断として、発電用原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見を踏まえて設定した。 また、基準地震動 S 1 の果たしてきた役割を踏まえ、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日 原子力安全委員会決定、平成13年3月29日 一部改訂）」における基準地震動 S 1 の応答スペクトルを概ね下回らないよう配慮した地震動も S d として設定する。 ・上記設定にあたっては、設置許可基準規則及び審査ガイドの要求事項、先行プラントの審査実績等を踏まえ、その設定根拠を整理した。その際、基準地震動 S 1 の果たしてきた役割等を踏まえ、選択プロセス及びその理由並びに選択肢ごとのメリット・デメリット（「880年出雲の地震」に関する新知見の扱いを含む）に基づき、設定の考え方を総合的に整理した。 （資料1-1「p.6～14」）
1-2	平成31年4月9日	・弾性設計用地震動 S d の設定について、S 1 の設計根拠に関する新知見と既許可での基準地震動 S 1 を変更するものではないとする考え方は整合していないと思われるため、S 1 の設定根拠に関する新知見を持ち出した理由を説明すること。	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	
1-3	平成31年4月9日	・S d の設定に関して、S 1 の設定根拠としている「880年出雲の地震」のマグニチュードが最新知見ではM 7. 4からM 7. 0に変更されたとしているが、根拠としている文献の記載を見るとM≒7. 0という表記の変更であり、M = 7. 0へ変更したというものではない。適正な判断をすること。	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	
2	平成31年4月9日	論点 I - 2「地下水位の設定」 ・地下水位の設定について、観測位置や観測期間、防波壁設置工事との関連などを含めて、観測結果に基づく根拠を詳細に説明すること。また、地下水位設定の妥当性については、観測結果だけでなく、将来的な地下水流の変化予測、地下水排水設備の影響等を踏まえて説明すること。	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	・観測位置、観測期間、防波壁設置工事との関連等を含め、観測結果に基づく地下水位設定の根拠を整理した。また、地下水位設定の妥当性について、将来的な地下水流の変化予測、地下水排水設備の影響等を整理した。 （資料1-1「p.15, 17～35」）

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第 4 条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
3-1	平成31年4月9日	論点 I - 3「評価対象斜面の選定方法」 ・上位クラス施設に影響を及ぼすおそれのある斜面の選定においては、敷地全体を俯瞰的に調査した内容等を含めて、人工斜面及び自然地山斜面が網羅的に選定されていることの根拠を説明すること。	後日回答	-
3-2	平成31年4月9日	・評価対象断面の選定においては、斜面法尻標高毎にグループ化し、すべり安全率に係る影響要因（岩級、斜面高さ、斜面の勾配、シームの分布状況）の観点から評価フローを用いてスクリーニングし、すべり安全率が最も小さくなる 1 断面を選定しているが、当該断面以外のすべり安全率が選定断面より小さくならないとした根拠（選定断面のすべり安全率が最も小さくなるとした根拠）を説明すること。	後日回答	-
4-1	平成31年4月9日	論点 I - 5「上位クラス施設への下位クラス施設の波及的影響」 ・上位クラス施設への下位クラス施設の波及的影響について、波及的影響を及ぼす可能性についての検討や抽出のプロセスを確認するため、その判断根拠として防護対象とその周辺施設を図示するなどして、資料に基づき評価プロセスを含めて説明すること。	(令和元年12月9日 提出)	・上位クラス施設への下位クラス施設の波及的影響評価においては、損傷、転倒、落下等を考慮した下位クラス施設と上位クラス施設の位置関係に着目して評価を実施した。施設の位置関係に関わる島根 2 号炉の特徴である取水槽及びタービン建物内に設置している上位クラス施設に対して、波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の抽出過程を網羅的に整理した。
4-2	平成31年4月9日	・波及的影響に係る検討対象を網羅的に抽出して説明すること。特に、タービン建物及び取水槽循環水ポンプエリアに設置する耐震 S クラスの原子炉補機海水系配管、高圧炉心スプレイ補機海水系配管等への下位クラス設備（低クラス配管等）による波及的影響、非常用ガス処理系排気筒への下位クラス設備（空調ダクト等）による波及的影響など、島根原子力発電所の特徴を踏まえて網羅的に説明すること。	(令和元年12月9日 提出)	また、島根 2 号炉の特徴を踏まえ、上位クラス施設である 2 号炉排気筒に対して波及的影響を及ぼすおそれがある下位クラス施設として主排気ダクト（空調ダクト）を抽出した。 (EP-050改22(説24)「p.22～58」、EP-050改22「p.277～314」)

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
5	平成31年4月9日	<p>論点Ⅱ－1「建物の地震応答解析モデル（建物基礎底面の付着力及び3次元FEMモデルの採用）」</p> <p>・建物基礎底面の付着力として設定した値が、物性値のばらつき、標本数、原位置試験の不確実性、建物直下地盤と試験地盤の差異による不確実性等を踏まえて、十分な保守性を有しているとする根拠を説明すること。</p>	<p>令和元年8月1日 第754回審査会合にて説明</p>	<p>・岩盤物性を用いる解析では一般に数個の試料によって試験を実施し、得られた試験結果の平均値を用いているが、今回設定した付着力は、物性値のばらつき、原位置試験の不確実性を踏まえて、平均値に対して2倍の安全率を考慮して保守的な値を設定した。</p> <p>・各種原位置試験の標本数と島根サイトで実施した試験の標本数を比較し、十分な標本数であることを確認した。</p> <p>・建物直下地盤と試験地盤における岩盤の物性値を比較し、同等の岩盤であることを確認した。</p> <p>以上のことから、設定した付着力の値は、物性値のばらつき、標本数、原位置試験の不確実性、建物直下地盤と試験地盤の差異による不確実性等を踏まえても十分な保守性を有している。</p> <p>なお、建物基礎底面の付着力は、地震応答解析における解析精度の確保(接地率の改善)を目的として設定したものであり、付着力の考慮の有無による建物応答への影響は軽微であることを確認している。</p> <p>(資料1-1「p.2～21」、資料1-4「p.9～160」)</p>
6	平成31年4月9日	<p>論点Ⅱ－6「機器・配管系への制震装置の適用」</p> <p>・制震装置を適用した地震応答解析の実施に係る論点の審査では、制震装置（単軸粘性ダンパ、三軸粘性ダンパ）の構造、作動原理、適用対象（配管系の対象）、適用実績との条件の差異、制震装置と対象設備の地震時の構造成立性、適用による効果、試験結果、解析モデル化・解析手法の妥当性等の詳細を説明すること。</p>	<p>令和元年11月12日 第796回審査会合にて説明</p>	<p>・制震装置（単軸粘性ダンパ、三軸粘性ダンパ）の構造、作動原理、適用対象（配管系の対象）、適用実績との条件の差異、適用による効果、試験結果、解析モデル化・解析手法の妥当性等の詳細について整理した。</p> <p>・制震装置と対象設備の地震時の構造成立性については、設置許可段階にて示す地震応答解析手法による耐震評価結果を詳細設計段階で示す。</p> <p>(資料1-1-1「p.2～46」、資料1-1-3「p.5,7,25～101」)</p>
7	平成31年4月9日	<p>論点Ⅱ－8「規格適用範囲外の動的機能維持評価の実施」</p> <p>・規格適用範囲外の動的機能維持評価の実施について、ガスタービン発電機が「新たな検討が必要な設備」（解析による評価が可能）として抽出されているが、加振試験を実施しなくてよい理由を説明すること。</p>	<p>令和元年12月17日 第814回審査会合にて説明</p>	<p>・ガスタービン発電機に対する異常要因分析により、動的機能維持評価で考慮すべき部位の検討を行っており、既往知見による類似機器に対する検討結果との比較により、評価項目の適切性を確認していることから、解析による評価が可能であることを記載した。</p> <p>(資料1-2「p.10～12」、資料1-4「p.160～197」)</p>

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
8	平成31年4月9日	論点Ⅱ－2 1「等価繰返し回数の設定」 ・機器・配管系の地震等価繰返し回数については、論点として抽出した上で、既工認、他プラントとの比較の観点から重み付けを行い、その結果を説明すること。	令和元年10月8日 第781回審査会合にて説明	・等価繰返し回数について、論点として項目を追加し、大間1号や東海第二で共通適用例があることから、論点の重み付けをD1として整理した。 (資料1-2-1「p.37～39」、資料1-2-3「p.91～94」)
9	平成31年4月9日	論点Ⅱ－2 6「後施工せん断補強工法（ポストヘッドバー工法）の適用」 ・ポストヘッドバー工法によるせん断補強効果について、先行炉実績との類似点、相違点を整理し、説明すること。	令和元年11月14日 第797回審査会合にて説明	・ポストヘッドバー工法によるせん断補強効果について、先行炉実績との類似点、相違点を整理し、その適用性について記載した。 (資料1-3「p.2～38」、資料1-5「p.84～187」)
10-1	平成31年4月9日	論点Ⅱ－2 9「地盤の液化化強度特性」 ・液化化評価対象設備の周辺地盤の土層については、防波壁周辺に限定せず全ての対象施設を包絡する敷地全体について、その分布状況や土質性状を網羅的に説明すること。その上で、抽出した液化化評価対象層の網羅性について説明すること。	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	・敷地全体について、液化化評価対象層の分布状況や土質性状を網羅的に整理した。また、抽出した液化化対象層の網羅性について整理した。 (資料1-1「p.42～74」、資料1-3「p.7～40」)
10-2	平成31年4月9日	・地下水位設定の妥当性と合わせて、地下水位に基づく液化化評価対象設備の選定の考え方についても詳細に説明すること。	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	・地下水位設定の妥当性と合わせて、地下水位に基づく液化化評価対象設備の選定の考え方を整理した。 (資料1-1「p.22, 27～33, 158～166」、資料1-3「p.98～106」)
10-3	平成31年4月9日	・液化化強度特性について、液化化強度試験の選定箇所の代表性・網羅性、簡易設定法の適用性・信頼性等を踏まえて保守的な設定となっていることを説明すること。	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	・液化化強度試験の選定箇所の代表性・網羅性及び簡易設定法の適用性・信頼性等を踏まえ、液化化強度特性の設定方針を整理した。 (資料1-1「p.75～83, 136～155」、資料1-3「p.26, 29, 30, 41～44, 85～96」)

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第 4 条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
10-4	平成31年4月9日	・取水管を支持する砕石等の液状化非対象層について、対象から除外した根拠をプロセスも含めて説明すること。	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	・敷地内でEL+15m以下に分布する地盤材料を抽出し、その土質性状を踏まえ、液状化判定の要否を整理した。 (資料1-1「p.53～56」, 資料1-3「p.7,18～21」)
11	平成31年4月9日	論点Ⅱ－3 1「フレーム解析モデル（線形）の適用」 ・防波壁の耐震評価については、耐津波設計方針における指摘と併せ、耐震の観点として、荷重及び荷重の組合せ、許容限界、設備への加速度応答に対する配慮などを含めて説明すること。	令和元年10月31日 第790回審査会合にて説明	・防波壁の耐津波設計方針における指摘の回答に併せ、耐震の観点として、荷重及び荷重の組合せ等について説明。 (資料3-1-2「p.52,58」, 資料3-1-4「p.5条-別添1-添付25-41～52」)
12-1	平成31年2月26日 (第5条審査会合)	論点4「防波壁で囲まれた敷地における地下水位の設定及び液状化による影響」 ・敷地の海岸線に敷地を取り囲むように防波壁を設置し、周辺地盤を地盤改良する等して地下水の海側への流れを遮断するため、敷地における地下水位が建設工認時から変わり得る可能性について説明すること。	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	[地下水位の設定] ・敷地内で実施した地下水位観測の記録を踏まえ、防波壁の設置、支持地盤及び周辺地盤の改良が敷地内の地下水位に与える影響について整理した。また、将来的な地下水流の変化予測について整理した。 (資料1-1「p.17～23」) ・建物周辺の地下水ドレン設備の設置状況や地下水位観測記録等を踏まえ、地下水位設定の考え方を整理した。 (資料1-1「p.24～26」)

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
12-2	平成31年2月26日 (第5条審査会合)	・また、敷地地盤は岩の掘削ズリ等による埋戻土や旧表土で構成されており、これらの液状化強度特性の設定の代表性、網羅性を説明するとともに、液状化による影響を考慮すべき施設とその設計方針についても説明すること。	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	[液状化による影響] ・敷地内で実施した液状化調査結果及び地質調査結果、並びに購入地盤材料の土質性状を踏まえ、液状化影響評価対象層の選定について整理した。 (資料1-1「p.42～59」) ・液状化評価対象層の液状化強度特性の網羅性、代表性について整理した。 (資料1-1「p.60～83, 148～155」)
12-3	平成31年2月26日 (第5条審査会合)	・この液状化及び地下水位について、先行炉との類似性があれば、その審査状況を踏まえて、液状化と地下水位の関係性及びそれらが及ぼす施設等への影響についても整理すること。	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	・液状化影響を考慮する施設選定の考え方を整理した。 (資料1-1「p.156～166」)
12-4	平成31年2月26日 (第5条審査会合)	(確認したい事項) [地下水位の設定] ・防波壁の設置、支持地盤及び周辺地盤の改良が敷地内の地下水位に与える影響	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	[地下水位の設定] ・敷地内で実施した地下水位観測の記録を踏まえ、防波壁の設置、支持地盤及び周辺地盤の改良が敷地内の地下水位に与える影響について整理した。また、将来的な地下水流の変化予測について整理した。 (資料1-1「p.17～23」)
12-5	平成31年2月26日 (第5条審査会合)	・建物周辺の地下水ドレン設備の地下水位抑制効果の考慮の有無	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	・建物周辺の地下水ドレン設備の設置状況や地下水位観測記録等を踏まえ、地下水位設定の考え方を整理した。 (資料1-1「p.24～26」)
12-6	平成31年2月26日 (第5条審査会合)	[液状化による影響] ・液状化による影響評価の前提となる条件設定の妥当性（地下水位の分布、液状化対象層の選定と分布等）	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	[液状化による影響] ・敷地内で実施した液状化調査結果及び地質調査結果、並びに購入地盤材料の土質性状を踏まえ、液状化影響評価対象層の選定について整理した。 (資料1-1「p.42～59」)

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
12-7	平成31年2月26日 (第5条審査会合)	・液化化強度特性の網羅性, 代表性	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	・液化化評価対象層の液化化強度特性の網羅性, 代表性について整理した。 (資料1-1「p.60~83, 148~155」)
12-8	平成31年2月26日 (第5条審査会合)	・液化化影響評価に基づく液化化による影響を考慮すべき施設の選定とその設計方針	令和元年6月18日 第730回審査会合にて説明	・液化化影響を考慮する施設選定の考え方を整理した。 (資料1-1「p.156~166」)
13-1	令和元年6月18日	論点 I - 1「弾性設計用地震動Sdの設定」 ・S1を適用しないでSd-1のスペクトルを用いることの理由について, それぞれの地震動の特徴や新旧設計体系の違いを踏まえて, メリット, デメリットを整理し, どのようなメリットを重視したかを説明すること。また, S1とSd-1の地震波のスペクトルを重ね描きして提示すること。	令和元年9月5日 第766回審査会合にて説明	・基準地震動S1と弾性設計用地震動Sd-1の地震動の特徴や新旧設計体系の比較, 及びS1をそのまま用いるのではなく新たにSd-1(水平・鉛直)を設定した理由を整理し, S1の果たしてきた役割を踏まえた設定の考え方について整理した。また, 基準地震動S1と弾性設計用地震動Sd-1の地震波のスペクトルの重ね描きを提示した。 (資料2-1「p.9, 14」)
13-2	令和元年6月18日	・基準地震動S1と基準地震動Ss-Dのスペクトル形状が異なっていることについて, Ss-Dのターゲットスペクトルの設定方法を, 「基準地震動の策定」の審査会合資料の当該部を転載する等により提示すること。	令和元年9月5日 第766回審査会合にて説明	・基準地震動S1と基準地震動Ss-Dのスペクトル形状が異なっていることについて, Ss-Dのターゲットスペクトルの設定方法を提示した。 (資料2-1「p.7, 15~17」)
13-3	令和元年6月18日	・基準地震動Ss-Dを0.8倍した弾性設計用地震動Sdを用いると合理的な設計ができないとしていることについて, 具体的な内容を説明するとともに, 記載の可否について検討し説明すること。	令和元年9月5日 第766回審査会合にて説明	・基準地震動Ss-Dを0.8倍した弾性設計用地震動Sdを用いると合理的な設計が出来ないことについて, 具体的な内容を追加して整理した。 (資料2-1「p.7, 8」)
13-4	令和元年6月18日	・基準地震動Ss-Dを0.8倍した弾性設計用地震動Sdで設計を行うと, 発生値が目安値を超え耐震補強が困難になる設備がでる可能性があることについて, 対象設備及び耐震補強が困難である理由等を具体的に説明すること。	令和元年9月5日 第766回審査会合にて説明	・対象設備及び耐震補強が困難である理由等を具体的に示した上で, 発生値が目安値を超え耐震補強が困難になる設備がでる可能性があることについて整理した。 (資料2-1「p.8」)

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
14-1	令和元年6月18日	論点 I - 2「地下水位の設定」 ・観測平均地下水位コンターについて、防波壁設置前の地下水位低下設備の稼働状況、地盤改良工事、降雨等との時系列的な関係を整理し、地下水位に与える影響を分析した上で、防波壁の設置及び地盤改良による影響を考察し改めて説明すること。	(令和元年12月25日提出)	・防波壁の設置及び周辺の地盤改良工事、地下水位低下設備の稼働状況、及び降雨データを時系列的に整理し、防波壁の設置等が地下水位に与える影響が軽微であることを確認（EP-050改25(説26)「p65～72」)
14-2	令和元年6月18日	・観測地下水位を平衡状態に保持している要因について、網羅的に抽出した上で、分析及び考察を行うこと。また、要因の分析及び考察から、後段規制における地下水位低下設備の効果や地下水位観測記録等を踏まえた設定の考え方を説明すること。	(令和元年12月25日提出)	・観測地下水位を平衡状態に保持している要因について、上昇側として防波壁の設置及び周辺の地盤改良並びに降雨、下降側として地下水位低下設備の稼働を抽出し、これら要因の釣り合いにより平衡状態が保持されることを考察。また、これについて、解析による検証を実施。（EP-050改25(説26)「p55,p65～72」, EP-050改25「p.72」)
14-3	令和元年6月18日	・後段規制における将来的な地下水位予測について、解析や実験等による科学的な根拠に裏付けられた考え方及び評価方法を具体的に説明すること。	(令和元年12月25日提出)	・後段規制における地下水位について、島根サイトの地形等を適切にモデル化した浸透流解析結果に基づき設定する方針と解析条件の保守性を含めた評価方法を説明。（EP-050改25(説26)「p8」, EP-050改25「p.8～10」)
14-4	令和元年6月18日	・後段規制で設定するとしている地下水位や将来的な地下水位予測に対して、前段規制で説明すべき設計方針の範囲と内容を提示すること。また、前段規制の構造成立性の確認に用いる地下水位を設定し、設定根拠を説明すること。	(令和元年12月25日提出)	・前段規制における地下水位について、地下水位低下設備が機能しない場合の定常的な地下水位分布を予測した浸透流解析結果を設定根拠として評価する方針を説明。建物・構築物については地下水位低下設備に期待して設計地下水位を設定し、屋外重要土木構造物、津波防護施設等については自然水位より保守的に設定した水位に基づき設定する方針を説明。（EP-050改25(説26)「p19」, EP-050改25「p.18,19」)
14-5	令和元年6月18日	・地下水位低下設備に期待する設計上の効果と、その効果に期待する対象施設を説明すること。	(令和元年12月25日提出)	・地下水位低下設備に期待する設計上の効果として、揚圧力影響の低下等について説明。また、原子炉建物等の建物・構築物についてその効果を期待する方針を説明。（EP-050改25(説26)「p18,19」, EP-050改25「p.18～20」)

島根原子力発電所 2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
14-6	令和元年6月18日	・地下水位低下設備の効果が反映された観測地下水位に対して、保守的となるように設定するとしている地下水位について、地下水位の設定高さとして許容できる範囲を含めて、設定方法を説明すること。	(令和元年12月25日提出)	・原子炉建物等の建物・構築物について、許容できる地下水位の範囲は建設時工認における設計地下水位とし、地下水位低下設備の効果に期待する方針を説明。(EP-050改25(説26)「p12～19」, EP-050改25「p.16～20,p74～76」)
14-7	令和元年6月18日	・将来的な地下水流の変化予測について、3号炉北側で実施中の局所的な地盤改良の影響はないと判断した根拠を定量的に説明すること。	(令和元年12月25日提出)	・3号炉北側で実施中の局所的な地盤改良について、将来的な地下水流に与える影響がないと判断した根拠として、浸透流解析結果及び地下水位観測記録について説明。(EP-050改25(説26)「p55,p56,p70」, EP-050改25「p.70～73」)
14-8	令和元年6月18日	・地下水位低下設備の種類及び配置を網羅的に提示すること。また、地下水位低下設備について、設備の種類毎にS s機能維持を踏まえた耐震性を説明すること。	(令和元年12月25日提出)	・地下水位低下設備の種類と配置について説明。また、地下水位低下設備について、Ss機能維持を踏まえた耐震性を確保することを説明。(EP-050改25(説26)「p.21～35,p.64」, EP-050改25「p.24～42,p.84」)
14-9	令和元年6月18日	・地下水位低下設備の設置許可基準規則に基づく設計上の位置付けについて、設計基準対象施設としての登録、安全機能への影響、安全機能上の取り扱い及び重大事故対処施設としての区分等を含めて説明すること。	(令和元年12月25日提出)	・地下水位低下設備について設計基準対象施設として位置付けるとともに、安全機能への影響を検討し設備の信頼性向上対策を説明。また、安全機能上の取り扱い及び重大事故対処施設としての区分を確認し、安全施設及び重大事故対処施設に該当しないことを説明。(EP-050改25(説26)「p.5,p.21,p.59～63」, EP-050改25「p.21,p.24,p.79～83」)
14-10	令和元年6月18日	・地下水位低下設備の位置付けを検討する際に必要な地下水位低下設備の効果及び停止時の地下水位上昇評価等の把握について、新規データの追加及び解析による評価方針を含めて考え方を提示すること。	(令和元年12月25日提出)	・地下水位低下設備の位置付けを評価するため、地下水位低下設備が機能しない場合の定常的な地下水位分布を予測した浸透流解析を実施し、地下水位上昇評価を実施。それを踏まえた地下水位低下設備に期待する施設を抽出。(EP-050改25(説26)「p16～19」, EP-050改25「p.18～22,p74」)
15-1	令和元年6月18日	論点Ⅱ－29「地盤の液状化強度特性」 ・敷地の岩盤上の被覆層については、埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）、砂礫層のみであることを敷地の造成履歴の観点からも説明すること。	(令和2年1月10日提出)	・埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）及び砂礫層の分布範囲及び土層構成に基づき、敷地の岩盤上の被覆層は、埋戻土（掘削ズリ）、埋戻土（粘性土）及び砂礫層であることを造成履歴の観点から説明。(EP-050改27(説19)「p.17～21」, EP-050改27「p.13～15」)

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第 4 条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
15-2	令和元年6月18日	・原位置の液状化強度を測定する方法については、他のサンプリング方法及び試験方法との比較を踏まえて、試験結果の信頼性向上を検討すること。	(令和2年1月10日 提出)	・液状化試験試料の採取方法として、ロータリー式三重管サンプラーによるサンプリング方法と他の方法について、特徴及び適用範囲の観点から整理・比較を実施し、従前、4 供試体による液状化試験データに加え、試料採取可能であった表層試料から 10 体の供試体を作製し、保守的な試験データを拡充。(EP-050改27(説19)「p.32～43」, EP-050改27「p.25～32」)
15-3	令和元年6月18日	・簡易設定法による設計用液状化強度特性について、試験結果との比較等により、島根 2 号炉の各土層に対する適用性及び妥当性があることを説明すること。	(令和2年1月10日 提出)	・兵庫県南部地震による港湾施設の被害考察において簡易設定法の適用実績のある神戸港の埋立土と島根原子力発電所の埋戻土（掘削ズリ）及び砂礫層について、土質性状（N 値、粒度分布）の比較を踏まえ、島根 2 号炉への簡易設定法による液状化強度特性設定が適用性及び妥当性を有することを説明。(EP-050改27(説19)「p.134～135」, EP-050改27「p.105～106」)
15-4	令和元年6月18日	・簡易設定法による液状化強度特性の設定について、防波壁の構造種別エリア毎に採用した N 値の代表性・網羅性及び保守性について説明すること。	(令和2年1月10日 提出)	・簡易設定法による液状化強度特性について、防波壁の構造種別エリア毎に採用した N 値に基づき構造種別毎に設定する方針を、液状化強度特性の代表性・網羅性の観点から、敷地全体の N 値に基づき同一の液状化強度特性を設定する方針に見直し。(EP-050改27(説19)「p.127～132」, EP-050改27「p.100～103」)
15-5	令和元年6月18日	・埋戻土（掘削ズリ）に対する液状化試験の位置及びデータ数について、現状の信頼できるデータ数では、液状化対象土層の平面と深さ方向の広がりに対する代表性・網羅性及び保守的な液状化強度設定の観点から不十分であるため、追加の液状化試験を検討すること。また、検討において、他サイトの審査実績及び審査状況を踏まえること。	(令和2年1月10日 提出)	・埋戻土（掘削ズリ）に対する液状化試験の位置及びデータ数について、代表性・網羅性の確保及び保守的な液状化強度特性設定の観点から、これまで液状化試験データが得られていなかった位置において試料採取し、液状化試験を追加実施。なお、試料採取方法は、先行他サイトの審査実績及び審査状況を踏まえ、サンプリング方法を整理・比較し、従前、4 供試体による液状化試験データに加え、試料採取可能であった表層試料から 10 体の供試体を作製し、保守的な試験データを拡充。(EP-050改27(説19)「p.32～139」, EP-050改27「p.25～108」)

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
15-6	令和元年6月18日	・砂礫層の液状化試験について、南方向へ広がる範囲のボーリング調査箇所と液状化試験箇所のN値、細粒分含有率及び相対密度等の比較を行い、代表性・網羅性を説明すること。	(令和2年1月10日 提出)	・砂礫層について、液状化試験試料採取位置と南方向に広がる範囲を含め敷地全体における砂礫層とのN値と細粒分含有率の比較を行い、液状化試験データが代表性・網羅性を有することを説明。 (EP-050改27(説19)「p.59,p.62～64」, EP-050改27「p.49, 52～53」)
16-1	令和元年8月1日	論点Ⅱ－1「建物の地震応答解析モデル（建物基礎底面の付着力及び3次元FEMモデルの採用）」 ①付着力を考慮した基礎浮上り評価及び地震応答解析の島根2号炉への適用性 a.既工認実績との相違点及びその理由・根拠の妥当性 ・設定付着力の根拠とした付着力試験の方法、仕様については、既工認実績との相違点を整理した上で、その方法等を採用した理由を説明すること。	本日回答	・設定付着力の根拠とした付着力試験の方法、仕様について、既工認実績との相違点及び理由を整理した。 (資料1-2「p.35」, 資料1-5「p.192」)
16-2	令和元年8月1日	・設定付着力の安全余裕の考え方については、既工認実績との相違点を整理した上で、付着力のばらつきを踏まえても、その考え方に妥当性及び保守性があることを説明すること。	本日回答	・設定付着力の安全余裕の考え方について、既工認実績との相違点を整理した上で、その考え方に妥当性及び保守性があることを確認した。 (資料1-2「p.36」, 資料1-5「p.193」)
16-3	令和元年8月1日	b.対象建物の設置位置の特徴を踏まえた設定付着力の妥当性 ・2種の岩種で構成された基礎地盤の付着力を凝灰岩と頁岩の付着力試験の平均値を用いて評価する考え方について、岩盤の互層状況の不確実性や試験データのばらつきによる信頼性を踏まえても保守性があるとする根拠を整理し、資料を提示した上で説明すること。	本日回答	・設定付着力は、建物直下地盤の岩盤の互層状況の不確実性や試験データのばらつきによる信頼性を踏まえて、2種の岩種のうち平均値の小さい黒色頁岩に対して、2倍の安全率を考慮し保守的な値を設定した。 (資料1-2「p.22, 23, 26, 36」, 資料1-5(「p.67～68, 180, 193」)

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第 4 条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
16-4	令和元年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 号炉付近の付着力試験結果を 2 号炉建物に適用する方針について、3 号炉付近と 2 号炉付近の基礎地盤の同等性や建物直下地盤の特徴を把握するための詳細な資料を提示した上で、妥当性を説明すること。</li> </ul>	本日回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 号炉付近と 2 号炉付近の基礎地盤の同等性や建物直下地盤の特徴を整理し、3 号炉付近の付着力試験結果を 2 号炉建物に適用することの妥当性を確認した。 (資料 1 - 2「p.24, 27～34, 37～48」, 資料 1 - 5「p.69, 181～191, 194～201」)</li> </ul>
17-1	令和元年8月1日	<p>論点Ⅱ - 1「建物の地震応答解析モデル（建物基礎底面の付着力及び 3 次元 F E M モデルの採用）」</p> <p>②付着力を考慮した基礎浮上り評価及び地震応答解析の詳細設計における適用方針</p> <p>a.付着力の考慮の有無、評価・解析方法の選定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎浮上りの評価フローについて、J E A G 4 6 0 1 及び J E A C 4 6 0 1 の評価フローを踏まえた評価・解析方法に係る選定プロセスを説明すること。その際、建物ごとに異なる基礎浮上り評価法を選定する理由とそれらを適用できると判断した根拠についても説明すること。</li> </ul>	本日回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「J E A G 4 6 0 1 - 1991追補版」及び「J E A C 4 6 0 1 - 2008」の基礎浮上り評価フローを踏まえた島根 2 号炉における地震応答解析モデル(基礎浮上り評価法)の選定プロセスを整理し、各建物(重要SA施設及び波及的影響に係る施設を含む)の地震応答解析モデルに関する選定方針を示した。 (資料 1 - 2「p.7～9」, 資料 1 - 5「p.32～36」)</li> </ul>
17-2	令和元年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・波及的影響に係る施設及び新設の S A 施設において低接地率となる場合、詳細設計において対象建物が追加された場合の基礎浮上りの評価・解析方法の選定の考え方を説明すること。</li> </ul>	本日回答	
17-3	令和元年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 号炉原子炉建物及び 1 号炉廃棄物処理建物を含めて、設定付着力を 2 号炉と同じ値とすることの適用性を網羅的に説明すること。</li> </ul>	本日回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 号炉付近と 1 号炉付近の基礎地盤の同等性や建物直下地盤の特徴を整理し、3 号炉付近の付着力試験結果を 1 号炉建物に適用することの妥当性を確認した。 (資料 1 - 2「p.24, 27～34, 37～48」, 資料 1 - 5「p.69, 181～191, 194～201」)</li> </ul>

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
17-4	令和元年8月1日	<p>b.付着力を考慮しない建物に対する付着力の有無の影響評価の方針</p> <p>・基礎浮上りの考慮方法として幾つかの選択肢がある中で、付着力を考慮しないS Rモデルのうち、付着力の考慮の有無による建物応答への影響の検討を行う対象建物の選定の考え方、代表とする建物及び評価対象設備の選定の考え方、建物・設備への評価方法について、使い分け方法とその影響評価の方法を整理して説明すること。</p>	本日回答	<p>・付着力を考慮しない地震応答解析モデルにおける、付着力の考慮の有無による建物応答への影響の検討を行う対象建物の選定の考え方、代表とする建物及び評価対象設備の選定の考え方、建物・設備への評価方法について、使い分け方法とその影響評価の方法を整理した。(資料1-2「p.8, 9, 12」, 資料1-5「p.34~36, 136~154」)</p> <p>・検討の結果、建物基礎底面の付着力を考慮することなく地震応答解析の解析精度が確保される建物の設計用地震力等については、付着力による影響を考慮しない方針とする。(資料1-2「p.9, 12」, 資料1-5「p.36, 136~154」)</p>
18-1	令和元年8月1日	<p>論点Ⅱ - 4「建物・構築物の地震応答解析における入力地震動の評価」</p> <p>①入力地震動算定方法の相違点及びその理由・根拠の妥当性</p> <p>a.既工認からの変更点とその設定根拠及び影響</p> <p>・1次元モデル及び2次元F E Mモデルについて、既工認からの変更点（速度層区分、表層地盤の物性・非線形性の考慮の方法等）を整理し、その設定根拠を説明すること。また、既工認と今回の方法による入力地震動及び建物の応答値の比較、異なる場合はその理由を示すこと。</p>	本日回答	<p>・1次元モデル及び2次元F E Mモデルについて、既工認からの変更点を整理し、その設定根拠を示した。また、既工認モデルと今回工認モデルによる入力地震動を比較した。 (資料1-3「p.6~8, 17~21」, 資料1-5「p.390~393, 395, 401~404」)</p>
18-2	令和元年8月1日	<p>・2次元F E Mモデルの上下方向のメッシュ割について、設備の耐震設計で考慮する振動数を踏まえたメッシュ割になっているか説明すること。</p>	本日回答	<p>・2次元F E Mモデルの上下方向のメッシュ分割高さが適切であることを示した。なお、高振動数領域の応答による影響が考えられる設備については、詳細設計段階において影響検討を実施する。 (資料1-3「p.22~24」, 資料1-5「p.405~407」)</p>

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
18-3	令和元年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各建物・構築物の入力地震動算定方法の既工認からの変更点をより明確化するため、入力地震動の評価手法の一覧表について下記事項を明示すること。</li> <li>＊地盤・構築物相互作用モデル，建物・構築物の設置レベル</li> <li>＊上記に応じた入力地震動としての，地盤モデルでの出力地震動の位置，種類</li> <li>＊入力地震動作成法パターン毎の，地盤・構築物相互作用モデル及びそれに対応した入力地震動の「引下げ」，「引上げ」の説明図</li> <li>＊既工認から変更しているものはその理由</li> </ul>	本日回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入力地震動算定方法の既工認からの変更点をより明確化するため，以下の観点を含めて一覧表を整理した。</li> <li>＊地盤・構築物相互作用モデル，建物・構築物の設置レベル</li> <li>＊上記に応じた入力地震動としての，地盤モデルでの出力地震動の位置，種類</li> <li>＊入力地震動作成法パターン毎の，地盤・構築物相互作用モデル及びそれに対応した入力地震動の「引下げ」，「引上げ」の説明図</li> <li>＊既工認から変更しているものはその理由</li> </ul> （資料1-3「p.10～16」，資料1-5「p.396～400」）
18-4	令和元年8月1日	b.入力地震動の算定に用いる解析モデルの詳細設計における適用方針 ・2号炉の主要な建物・構築物について，それぞれの特徴を踏まえて入力地震動の算定方法の選定の考え方を説明すること。また，水平地震動の引き上げ計算に2次元FEMを適用しているのに鉛直地震動の引き上げ計算では2次元FEMを用いない理由を説明すること。	本日回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号炉の主要な建物・構築物の原子炉建物及び制御室建物について，それぞれの特徴を踏まえて入力地震動の算定方法の選定の考え方を示した。</li> <li>・また，水平方向と鉛直方向の入力地震動について，1次元波動論モデルと2次元FEMモデルにより算定した結果を比較し，算定方法の妥当性について確認した。</li> </ul> （資料1-3「p.9，25，26」，資料1-5「p.394，408～410」）
18-5	令和元年8月1日	・原子炉建物及び制御室建物について，水平動・鉛直動について1次元波動論と2次元FEMにより算定した入力地震動を比較し，算定方法の違いによる影響（効果）と保守性に対する考え方を説明すること。	本日回答	（資料1-3「p.9，25，26」，資料1-5「p.394，408～410」）

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
19	令和元年8月27日	<p>論点 I' - 1「重大事故等対処施設の耐震設計における重大事故と地震の組合せ」</p> <p>・格納容器過圧・過温破損シナリオについて、有効性評価の不確かさを考慮する必要があることから、弾性設計用地震動 S d と組み合わせる格納容器内の水位条件を格納容器バント前の最高水位とした場合の影響を具体的に説明すること。その結果も踏まえて、格納容器過圧・過温破損シナリオの有効性評価の妥当性を説明すること。</p>	令和元年12月10日第809回審査会合にて説明	<p>・格納容器バント前のサブプレッション・プール最高水位（約6m）における弾性設計用地震動 S d による概略評価を実施した結果、バント系のうちバント管が IVAS の許容応力を満足しないことを確認した。また、格納容器バント実施前におけるバント管及びドライウェルに水位が形成される状態は事象発生から約73時間までであるが、格納容器フィルタバント系の使用タイミングが遅くなるという不確かさを考慮すると、約73時間よりも長期になる可能性があることから、バント系の耐震信頼性の向上を図るため、外部水源を用いた総注水量の制限値をサブプレッション・プール水位4.9m到達に変更する。</p> <p>・外部水源を用いた総注水量の制限値の変更後において有効性評価における各評価項目の判断基準及びバント系が耐震成立性を満足することを確認した。</p> <p>（資料1-1-1「p.2～5」）</p>
20-1	令和元年8月27日	<p>論点 II - 7「地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持」</p> <p>・9×9燃料（A型）とMOX燃料の燃料被覆管応力評価結果の比較について、地震力荷重及び地震力以外の荷重の設計比に対する寄与を含めた詳細な考察を詳細設計段階で説明すること。</p>	詳細設計段階にて説明	-
20-2	令和元年8月27日	<p>・地震による振動サイクルによる応力振幅について、基準地震動 S s による応力振幅と弾性設計用地震動 S d による応力振幅が非常に近い数値となっている理由を、それぞれの地震動による応答解析も含めて詳細設計段階で説明すること。</p>	詳細設計段階にて説明	-
20-3	令和元年8月27日	<p>・弾性設計用地震動 S d - 1 及び地震荷重の繰り返し回数については検討中であり、検討結果の反映が本件に必要な場合は改めて説明すること。</p>	詳細設計段階にて説明	-
21-1	令和元年9月5日	<p>論点 I - 1「弾性設計用地震動 S d の設定」</p> <p>・S 1 をそのまま適用せず S d - 1 を新たに設定する理由について、メリット、デメリットの観点からまとめ資料等に整理すること。</p>	後日回答	-

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
21-2	令和元年9月5日	・Sd-1に対するS1の応答スペクトル比が最大で1.08となるが、施設に与える影響は軽微であると判断した根拠をまとめ資料等に記載すること。	後日回答	-
22	令和元年9月5日	論点I-1「弾性設計用地震動Sdの設定」 ・Sd-1の設定の考え方は審査実績が無いものであり、Sd-1の応答スペクトルは一部周期でS1の応答スペクトルを下回っていることから、Sd-1の適用性については詳細設計段階において、新旧設計体系の違いを踏まえて対象を適切に選定した上で、説明性向上の観点からSd-1とS1の比較照査を行い、要因分析すること。	詳細設計段階にて説明	-
23-1	令和元年9月5日	論点I-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の適切な組合せ」 ・先行審査実績と評価が異なる施設等については、異なる評価をした理由及び評価の島根2号炉への適用性を説明すること。また、評価のプロセス及び根拠の説明が不十分な内容並びに先行審査と比較して説明が不十分な内容については、説明を充足すること。	本日回答	・屋外重要土木構造物等の構造形式の分類において、取水管を先行審査実績と同様に管路構造物に分類し、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に係る説明を追加した。（資料1-1「p.5, 8, 15」, 資料1-5「p.259, 263, 268, 272, 278」） ・津波防護施設等の構造形式において、線状構造物として分類した防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の上部工の屈曲部や隅角部の影響評価について、先行審査実績と同様な評価を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に係る説明を追加した。（資料1-1「p.30, 31」, 資料1-5「p.300, 301」） ・評価のプロセス及び根拠の説明が不十分な内容並びに先行審査と比較して説明が不十分な内容については、説明を追加した。（資料1-1「p.3~33」, 資料1-5「p.253, 255, 261, 263~268, 272, 277, 278, 280, 281, 283, 285, 289, 291~304」）
23-2	令和元年9月5日	・電気盤内の各器具の影響評価について、発生加速度と機能確認済加速度を説明すること。	本日回答	・電気盤内の各器具の影響評価について、発生加速度と機能確認済加速度の説明を追加した。（資料1-1「p.34~37」, 資料1-5「p.371, 373, 375」）

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
24-1	令和元年9月5日	論点Ⅰ－6「水平2方向及び鉛直方向地震力の適切な組合せ」 ・3次元解析モデルによる応答特性の詳細評価から抽出されないが、機器・配管系への影響の可能性がある部位については、BWR型原子炉建屋に係る詳細設計の先行審査実績を確認した上で、建屋等の3次元応答特性、影響を受ける部位及びその影響（挙動等）について、先行審査実績と同様の性状の有無及び影響を詳細に分析、評価し、詳細設計段階において説明すること。	詳細設計段階にて説明	－
24-2	令和元年9月5日	・影響検討フローにおける影響有無の分岐判定について、判定基準及び判定の流れを詳細設計段階において説明すること。	詳細設計段階にて説明	－
25-1	令和元年10月8日	論点Ⅱ－13「水平方向の原子炉建物－大型機器連成モデルの変更（原子炉圧力容器スタビライザのばね定数変更を含む）」 ・「原子炉格納容器－原子炉圧力容器－炉内構造物モデル」による原子炉格納容器及び原子炉圧力容器等の固有値及び応答値と、「原子炉格納容器－原子炉圧力容器モデル」による解析結果との比較、考察を説明すること。	（令和2年1月15日提出）	・「原子炉格納容器－原子炉圧力容器－炉内構造物モデル」と「原子炉格納容器－原子炉圧力容器モデル」について、原子炉格納容器及び原子炉圧力容器等の固有値及び応答値を比較し、考察を説明した。（EP-050改29(説28)「p.3～9」、EP-050改29「p.47～120」）
25-2	令和元年10月8日	・原子炉圧力容器（RPV）スタビライザのばね定数の変更について、今回工認では、既工認で考慮していたロッド、サラバネに加えて、ガセット、ワッシャ等の剛性も考慮しているが、その結果、ばね定数が3割程度下がっている。これについて、どの部材がばね定数低下に寄与しているかわかるよう、各部材のばね定数等を提示した上、説明すること。	（令和2年1月15日提出）	・RPVスタビライザのばね定数の算出について、各部材のばね定数を示し、ばね定数が低下した要因を説明した。（EP-050改29(説28)「p.10」、EP-050改29「p.29」）
26-1	令和元年10月8日	論点Ⅱ－11「原子炉格納容器スタビライザのばね定数の変更」 ・PCVスタビライザのばね定数について、今回工認では既工認から約2/3に低減しているが、既工認モデルではパイプがトラスとして扱われて、軸方向の変形のみ考慮されるが、今回工認モデルではパイプとシヤラグは剛接合としてせん断や曲げ変形を受けて剛性が変わること等が要因として考えられる。これらを含めて、ばね定数の相違理由について考察し、今回工認のばね定数の妥当性について説明すること。	（令和2年1月15日提出）	・PCVスタビライザのばね定数について、各部材の剛性や結合方法を変更した参考モデルを用いて算出したばね定数を比較し、ばね定数が低下した要因を考察し、今回工認のばね定数の妥当性を説明した。（EP-050改29(説28)「p.11～13」、EP-050改29「p.40, 41」）

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
26-2	令和元年10月8日	・今回工認モデルと参考モデルのばね定数について、モデルの設定根拠、設定条件等の詳細を示した上で、結果が異なる理由を説明すること。	(令和2年1月15日 提出)	・PCVスタビライザのばね定数について、今回工認モデルと参考モデルの解析条件の違いを示し、ばね定数が異なる理由を説明した。(EP-050改29(説28)「p.11～13」, EP-050改29「p.40, 41」)
26-3	令和元年10月8日	・PCVスタビライザ及びRPVスタビライザのばね定数が既工認から有意に変わっていることにより、RPV等の固有周期や、PCVスタビライザ及びRPVスタビライザの反力、炉内構造物等を含む各部位の応答値がどの程度変化するのか、整理して説明すること。	(令和2年1月15日 提出)	・PCVスタビライザ及びRPVスタビライザのバネ定数を既工認の値とした検討モデルと今回工認モデルで固有周期や地震応答を算出し、どの程度の違いが生じるかを説明した。(EP-050改29(説28)「p.14～20」, EP-050改29「p.47～120」)
27-1	令和元年10月8日	論点Ⅱ－12「容器等の応力解析へのFEMモデルの適用」 ・横置円筒容器へのFEMモデルの適用について、適用評価部位は容器（脚取付け部）以外の脚や基礎ボルトも含むのか説明すること。また、モデル化の詳細及び建設時の公式等による評価の条件、結果との比較について、詳細設計段階で説明すること。	詳細設計段階 にて説明	－
27-2	令和元年10月8日	・配管貫通部の応力評価は既工認と同様の手法で行うとのことだが、当該部位への適用性も含めて当該評価の妥当性を詳細設計段階で説明すること。	詳細設計段階 にて説明	－
28	令和元年10月8日	論点Ⅱ－19「立形ポンプの応答解析モデルの精緻化」 ・鉛直ばねの算定法について、JEAG4601等では算定法が示されていないため、どのように算定したのか詳細設計段階で説明すること。	詳細設計段階 にて説明	－
29	令和元年10月8日	論点Ⅱ－21「等価繰返し回数の設定」 ・暫定的に設定している等価繰返し回数について、回数の設定根拠及び妥当性について、詳細設計段階で説明すること。	詳細設計段階 にて説明	－
30-1	令和元年10月24日	論点Ⅱ－3「基礎スラブの応力解析モデルへの弾塑性解析の適用」 ・原子炉建物の基礎スラブとドライウェル外側壁の接合部のモデル化による影響について、詳細設計段階においてソリッド要素で基礎スラブをモデル化した解析を行い説明すること。	詳細設計段階 にて説明	－

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
30-2	令和元年10月24日	・基礎スラブの弾塑性解析で耐震壁が塑性化することによる影響について、耐震壁のモデル化及び応力評価を詳細設計において建物ごとに説明すること。	詳細設計段階 にて説明	—
30-3	令和元年10月24日	・原子炉建物の内部ボックス壁は二次格納施設のバウンダリであることから、基礎スラブからの反力の影響について説明すること。	詳細設計段階 にて説明	—
30-4	令和元年10月24日	・既往研究に基づく応力平均化の適用範囲は基礎スラブが厚い原子炉建物を対象としたものであるため、タービン建物及び制御室建物を含む各建物の基礎スラブに対して応力平均化を適用する場合は、詳細設計段階でその適用性を説明すること。	詳細設計段階 にて説明	—
30-5	令和元年10月24日	・タービン建物や制御室建物のように基礎スラブ厚が薄い建物に弾塑性解析を適用した実績は無く、また、タービン建物は耐震壁が偏在していることから、タービン建物及び制御室建物の解析結果については、基礎スラブ及び耐震壁の評価・分析を十分行うこと。	詳細設計段階 にて説明	—
31	令和元年10月24日	論点Ⅱ－3「基礎スラブの応力解析モデルへの弾塑性解析の適用」 ・原子炉建物の基礎スラブに対するS dの扱いについては、新旧の重要度分類や荷重組合せの考え方を含めて耐震設計の基本方針の中で説明すること。	(令和元年11月29 日提出)	・原子炉建物の基礎スラブに対するS dの扱いについて、新旧の重要度分類及び荷重組合せの考え方を含め、耐震評価方針に関する説明を追加した。(EP-050改22(説25)「p.3」, EP-050改22「p.70」)
32-1	令和元年10月24日	論点Ⅰ－4「屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定」 ・間接支持する設備、構造的特徴、周辺状況および地震力特性等の観点を踏まえた断面選定の方針及び候補断面の整理方法をより明確に説明すること。その際、先行サイトの審査実績や島根の特徴を踏まえた上で、各断面に要求される機能が網羅的に抽出されているかも含めて説明すること。	後日回答	—

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第 4 条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
32-2	令和元年10月24日	・箱型構造物の強軸方向断面について、弱軸方向と同じく要求機能があり、かつ支持される機器や浸水防護壁等の応答影響評価の必要性があることを踏まえて耐震評価候補断面に追加し、候補断面として整理する際の評価項目（構造的特徴、地震力特性等）を設計の考え方を含めて詳細に説明すること。	後日回答	—
32-3	令和元年10月24日	・取水管の断面選定方針について、地盤の 3 次元的な広がり状況及び近傍から遠方の地盤と取水管全長との相対位置関係が分かる資料を提示すること。また、地盤と取水管の位置関係から地盤急変部や側方が岩盤に埋め込まれていない範囲の有無等を確認し、これらを踏まえた断面選定方針を説明すること。	後日回答	—
32-4	令和元年10月24日	・床応答特性について、支持される機器側の構造的特徴、振動特性を踏まえて整理すること。	後日回答	—
32-5	令和元年10月24日	・周辺状況のうち、隣接構造物による影響、周辺地質の状況、M M R の形状・役割等を候補断面の整理方法の中でどのように考慮するかを網羅的に説明すること。	後日回答	—
32-6	令和元年10月24日	・取水槽等について、浸水防護重点化範囲の境界の部位として要求される止水機能について説明すること。	後日回答	—
32-7	令和元年10月24日	・取水槽等の各断面について、モデル化、その範囲等の設計方針を踏まえた断面選定の方針を説明すること。	後日回答	—
32-8	令和元年10月24日	・断面の選定方法について、定量的な判断基準から選定することを基本に、13ページの要求機能の有無等の①～⑤の配慮事項を踏まえてフロー等に基づき具体的に説明すること。	後日回答	—

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第 4 条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
33	令和元年11月12日	指摘事項「No.6」のうち、「制震装置と対象設備の地震時の構造成立性の見通し」が今回の資料に示されていないため、次回以降に説明すること。単軸ダンパは、排気筒に設置した実績があるが、今回は長いブレースを介してダンパを設置する等、ダンパ取り付け構造が排気筒とは異なるため、取り付け部についても構造弱部を抽出し、併せて構造成立性を見通しを説明すること。	後日回答	-
34	令和元年11月12日	単軸粘性ダンパ及び三軸粘性ダンパによる設計体系全体及びダンパ構成要素に対する、規格・基準の適用又は準用を明確にし、それらの規格・基準の適用範囲、適用条件を明確にした上で、本粘性ダンパへの適用、準用する妥当性を説明すること。	後日回答	-
35	令和元年11月12日	単軸粘性ダンパを適用するガントリークレーンの地震応答解析は非線形時刻歴応答解析を使用しているが、クレーン本体の部材に与える減衰は解析上どのように扱っているか説明すること。また、三軸粘性ダンパを適用する B クラス配管についても同様に説明すること。	後日回答	-
36	令和元年11月12日	単軸粘性ダンパの減衰性能のモデル化について、①減衰が速度の 0.1 乗に比例していることについて、0.1 の設定方法、②減衰係数 C は、試験結果（速度—抵抗力の関係及び変位—抵抗力の関係）からどのように設定するか、③速度の 0.1 乗に比例するダッシュポットによる系の運動方程式、について説明すること。	後日回答	-
37	令和元年11月12日	単軸粘性ダンパ及び三軸粘性ダンパそれぞれについて、試験データの整理の仕方及びパラメータの数が異なる理由をまとめて説明すること。	後日回答	-
38	令和元年11月12日	解析手法について、スペクトルモーダル解析は剛性や減衰を振動数に依存した形でモデル化するのは難しいことから時刻歴解析法を用いていることを説明すること。	後日回答	-

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
39	令和元年11月12日	海外でも4パラメータMaxwellモデルを用いているとの説明だが、係数の設定法、地震応答解析手法、ダンパの許容限界等、解析上考慮している項目を説明すること。	後日回答	-
40	令和元年11月12日	三軸粘性ダンパの配管への取り付け部はどのような構造か、ダンパの配管への取り付け部について、構造の詳細、配管からの荷重伝達機構を明らかにし、構造弱部の抽出を行った上で、ダンパ取り付け部を含めた配管系及びダンパ全体の構造成立性、配管系へのダンパ配置計画の成立性を見通しを説明すること。	後日回答	-
41	令和元年11月12日	三軸粘性ダンパの減衰性能への影響について、配管系の熱移動により、ピストンの初期変位や角度が、標準位置、角度からずれた場合に、ダンパの性能が変化することはないか説明すること。	後日回答	-
42	令和元年11月12日	三軸粘性ダンパを設置した配管系の加振試験の結果について、設置しない配管系と比べて応答が低減しているのは、ダンパ設置により配管系の固有振動数が剛側に変動した効果も含まれていると考えられるので、それも踏まえて、試験結果を整理して説明すること。	後日回答	-
43	令和元年11月12日	設置変更許可段階においては、本件における適用範囲（波及的影響防止、耐震Bクラス設備）を明確にした上で、原子炉施設の耐震設計の体系及び審査実績を踏まえ重点的に検討すべき事項（水平2方向及び鉛直方向の地震力組合せ、ばらつき等の考慮等）に対して考察した上で、実現性、適用性について見通しを説明すること。	後日回答	-
44	令和元年11月12日	三軸粘性ダンパの国内における原子力分野以外での適応実績を示すとともに、海外実績あるものの新規制基準適合性について、説明すること。	後日回答	-

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
45	令和元年11月12日	駆動輪は走行レール方向に対して最大静止摩擦力までは滑らないため、横行方向の変形だけではなく、走行方向の変形、ねじりも発生しうると考えられることから、耐震評価部位としてダンパ取っ付け部のクレビスも位置づけることを説明すること。また、このような変形を考慮しても変形が許容回転角度に収まることを詳細設計段階で説明すること。	詳細設計段階 にて説明	-
46	令和元年11月12日	転倒防止装置について、レールをはさむ金具の構造を整理して説明すること。また、転倒防止装置の構造に対応したモデル化の考え方とその詳細を整理して説明すること。	後日回答	-
47	令和元年11月12日	クレーン使用中の評価で、クレーンやトロリが走行レールや横行レール端部の車輪止めに衝突しないとする根拠を説明すること。	後日回答	-
48	令和元年11月14日	水平ブレースの要求機能及び許容限界について、当該部位が建設工認時より地震水平力の伝達を担う構造部材であることを踏まえ、主トラスと同様に「弾性範囲内」とする等、構造部材としての健全性確保の観点で検討して説明すること。	(令和2年1月15日 提出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水平ブレースが建設工認時より地震水平力の伝達を担う構造部材であることを明記し、要求機能を明確化した。(EP-050改28(説27)「p.5, 13」, EP-050改28「p.8, 26」)</li> <li>・水平ブレースを含めた屋根トラスの主要部材の許容限界については、構造部材としての健全性確保の観点から主要部材が弾性範囲内であることを確認することを基本とし、弾性範囲を上回る応答が生じた場合は別途詳細検討を行う方針とする。(EP-050改28(説27)「p.13」, EP-050改28「p.26」)</li> </ul>

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
49	令和元年11月14日	屋根スラブは二次格納施設のバウンダリーであり気密機能が要求される。その上、今回、建設工認時とは異なり、水平地震力を伝達する構造部材として評価対象とするならば、大飯3/4号機のアニュラス区画構造物のような先行工認実績を踏まえて、屋根スラブについて構造部材及び二次格納施設のバウンダリーとしての評価方針及び許容限界の考え方を説明すること。	(令和2年1月15日 提出)	<p>・今回工認では、3次元フレームモデルに屋根スラブをモデル化（面内方向の剛性を考慮）することから、屋根スラブの構造部材及び二次格納施設のバウンダリーとしての地震荷重に対する評価方針及び許容限界について、先行工認実績を踏まえ、以下の通り整理した。 （EP-050改28(説27)「p.9」、EP-050改28「p.15」）</p> <p>&lt;二次格納施設のバウンダリー&gt; 気密性の維持について、面内方向は、概ね弾性状態であることを要素毎に算定される応力度より確認し、概ね弾性状態を超える場合は、要素毎の面内せん断ひずみを踏まえて漏えい量を算定し換気能力を下回ることを確認する。また、面外方向は、面外曲げに対して、鉄筋が降伏しないことを確認する。</p> <p>&lt;構造部材&gt; 構造強度については、気密性に対するクライテリアを満足していることを確認することにより、構造強度が確保されることを確認する。</p>
50	令和元年11月14日	許容限界について、終局耐力と許容応力(弾性範囲)を施設及び荷重(曲げとせん断)の種別により使い分ける理由と適用の考え方を説明すること。その際、基準適合上、当該施設に求められる機能及びそれを満たすために必要な性能に係る許容限界を明らかにし、さらに、保守的な配慮を加える等して許容限界を変更しているものを整理して説明すること。	後日回答	-

島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第4条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
51	令和元年11月14日	限界状態設計法における曲げ系破壊の許容限界について、限界層間変形角と圧縮縁コンクリート限界ひずみの使分け方針を説明すること。また、限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみは「構造物が崩壊しないこと」を確認するための照査項目であるため、構造物の要求機能に応じた適用要件を説明すること。	後日回答	—
52	令和元年11月14日	隣接構造物のモデル化方針について、評価対象構造物に影響を与える隣接構造物の選定方針を、要求機能の観点から踏まえてより具体的に説明すること。	後日回答	—
53	令和元年11月14日	隣接構造物のモデル化方針について、隣接構造物の規模及び応答特性を踏まえた上で、収納設備へ及び床応答の影響を考慮して説明すること。また、考慮した隣接構造物自体の応答の影響の考慮について説明すること。	後日回答	—
54	令和元年11月14日	免震重要棟遮蔽壁の地震応答解析モデルで適用するJEAC4616-2009について、既工認実績との関係、準拠と参考を使い分ける理由を含め適用の考え方を説明すること。その際、岩盤設置の構造物に本手法を適用する理由及び目的を説明すること。	後日回答	—
55	令和元年11月14日	レイリー減衰の係数( $\alpha$ , $\beta$ )の設定及び保守性については、構造物の要求機能に応じて着目する振動数領域が異なること、構造物ごとの設計条件(構造条件、地盤条件、周辺条件、モデル化範囲等)の違いにより応答特性が異なることから、詳細設計段階で構造物ごとに説明すること。	詳細設計段階 にて説明	—
56	令和元年11月14日	許可段階で提示したレイリー減衰の係数( $\alpha$ , $\beta$ )の設定例について、説明性向上の観点からモード減衰、振動モード図等を用いて考察し説明すること。	後日回答	—
57	令和元年11月14日	内部溢水評価で、屋外の耐震B、CクラスタンクのうちSs地震動に対して機能維持するとして、溢水源としないタンク(重油タンク、復水貯蔵タンク等)がある。これらタンクのコンクリート基礎等の解析・評価手法については、内部溢水側の詳細設計段階で説明すること。	詳細設計段階 にて説明	—

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第 4 条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
58	令和元年11月14日	建設技術審査証明報告書の実験条件を超えるせん断スパン比 11.40について、実験及び解析により、せん断スパン比と補強効果との関係性を考察した上で、せん断スパン比の適用性を説明すること。また、せん断スパン比11.40の算定根拠について説明すること。	後日回答	-
59	令和元年11月14日	後施工せん断補強筋による耐震補強効果について、建設技術審査証明報告書の施工方法による施工実績を踏まえ、施工のばらつきに対する設計上の配慮として想定している裕度及びその確認結果を詳細設計段階で説明すること。	詳細設計段階 にて説明	-
60	令和元年12月10日	V(LL)時の荷重の組合せについて、残留熱代替除去系を使用する場合としない場合の組み合わせの考え方について説明すること。	後日回答	-
61	令和元年12月10日	格納容器スプレイを止めた後のサブレーション・プール水位上昇率について、水位計の計器誤差との関係を含めて説明すること。	後日回答	-
62	令和元年12月17日	サブレーション・チェンバへの有効質量の適用について、女川 2 号の検討で得られている水位と有効質量の関係図に、島根 2 号の振動試験及び解析結果をプロットして両者の比較・検討を行い説明すること。	後日回答	-
63	令和元年12月17日	スペクトルモーダル解析について、サブレーション・チェンバサポート位置の質点はサブレーション・チェンバの円周方向に剛に固定されており、構造上の特徴から支持点付近の円周方向は高振動数にならないと振動しないので、詳細設計段階で高次モードの影響も評価して説明すること。	詳細設計段階 にて説明	-
64	令和元年12月17日	J E A G 4 6 0 1 適用範囲外の機器の動的機能維持評価法の選択について、解析と試験の選択の考え方及び選択理由を説明すること。	後日回答	-

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第 4 条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
65	令和元年12月17日	ガスタービン発電機の燃料制御装置の評価について、非常用 D G とは機構は異なるが機能面で類似性を有するので評価の参照にすることとしているが、具体的に非常用 D G の評価において参照した内容とその妥当性を詳細設計段階で説明すること。	詳細設計段階にて説明	-
66	令和元年12月17日	ガスタービン発電機の異常要因分析のうち燃料制御ユニット等について、異常要因として回路の電気的特性に異変が生じ制御信号に乱れが生じる可能性があるとしているが、異常要因分析図との関係を説明すること。また、制御信号の乱れは机上評価では難しい面があるので、評価方法について併せて説明すること。	後日回答	-
67	令和元年12月17日	評価用加速度が機能確認済加速度を超える見通しの機器の一覧で弁類は抽出されていないが、弁類の確認は詳細設計段階で明らかにすることであるならば、その旨を説明すること。	後日回答	-
68	令和元年12月17日	ガスタービンと非常用ディーゼル機関の類似性として「機関全体が高い剛性を有している」とこをあげているが、ガスタービンが剛である根拠を説明すること。別途行われている加振試験で共振振動数を確認している場合は、その結果に基づき説明すること。	後日回答	-
69	令和元年12月17日	高圧原子炉代替注水ポンプ及びガスタービンの加振試験について、入力波の波形、計測センサー取り付け位置、共振振動数の確認結果（ガスタービン）、計測結果の例（応答倍率等がわかるもの）を説明すること。	後日回答	-
70	令和元年12月17日	ガスタービン発電機の動的機能維持評価で参考とする非常用ディーゼル発電機とポンプ駆動用タービン（A F W P ポンプ用）の類似性について、構造上の類似性を挙げている部位に関しては当該部位の構造図と併せて説明すること。	後日回答	-
71	令和元年12月17日	ガスタービン発電機の異常要因分析図について、当該部の構造図と併せて説明すること。	後日回答	-

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第 4 条（地震による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
72	令和元年12月17日	剛領域の振動モードの考慮において固有周期0.045秒から0.033秒の間は直線で補間した床応答スペクトルを適用しているが、0.05秒以上の範囲と同様に、計算した応答スペクトルを拡幅したスペクトルを適用することについて検討して説明すること。	後日回答	-